

消 防 安 第 3 7 号
平成17年2月21日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁防火安全室長

全国規模で公的賃貸住宅の管理等を行っている独立行政法人等との
住宅用火災警報器等の設置及び維持に係る連絡・調整について

平成16年の消防法改正により、すべての住宅における住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられたことを踏まえ、改正消防法が施行される平成18年6月1日に向けて、公的賃貸住宅の所管部局との連絡・調整を進められていることと思います。

これについて、全国規模で公的賃貸住宅を所有・管理する独立行政法人等との連絡・調整に当たっては、当該独立行政法人等の本部との連絡・調整を要する場合も考えられることから、今般、当該独立行政法人等に対し、別添のとおり、住宅用防災機器の設置及び維持について依頼したので、下記事項に留意の上、適切な対応をお願い致します。

併せて、地方公共団体等が所有・管理する公的賃貸住宅の所管部局との連絡・調整についても、適切な対応をお願い致します。

なお、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されますようお願い致します。

記

1 依頼を行った独立行政法人等

- (1) 独立行政法人都市再生機構（いわゆる公団住宅を所有・管理）
- (2) 独立行政法人雇用・能力開発機構（いわゆる雇用促進住宅を所有・管理）
- (3) 特殊法人日本勤労者住宅協会

2 連絡・調整に当たっての留意事項

- (1) 1の独立行政法人等の現地の管理担当者と住宅用火災警報器等の設置促進等について、積極的に連絡調整を図ること。

なお、1の独立行政法人等との連絡・調整に当たっては、都道府県が主体となって管内の消防本部と調整を行った上で、都道府県単位で一括して連絡・調整を行うよう配意することが望ましいが、当該独立行政法人等の所有・管理する公的賃貸住

宅等の管理体制等から判断し、各消防本部と当該独立行政法人等において連絡・調整を行うことが合理的と考えられる場合は、関係者間で調整すること。

(2) 住宅用火災警報器等の設置及び維持の義務づけ、設置の促進、維持管理方法、悪質訪問販売対策等に関し、公的賃貸住宅の居住者へ広報・普及啓発を行う場合、必要に応じて当該独立行政法人等と合同で説明会を開催するなど適切に連携すること。

(3) 消防法施行令第32条により、共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例が適用され、自動火災報知設備の設置が免除されている住宅にあっては、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について（住宅防火対策関係）」（平成16年11月26日付け消防安第221号）第三・3によること。また、既に住宅用火災警報器等又はこれと同等以上の性能を持つ警報器等が設置されている住宅については、設置指導の必要はないこと。